

相田炭坑に於ける暴行事件

發生 昭和九年二月九日  
解決 二月十三日

相田炭坑に於ける暴行事件

- 一、名 稱 相田炭坑
- 二、所在地 嘉穂郡二瀬村
- 三、事業主 秋 山 長 三 郎
- 四、従業員數 七〇〇名（内女一一七名）
- 五、暴行事件發生事情

日本石炭坑夫組合（總同盟系）に於ては相田炭坑に對し秘かに組合の宣傳に努めたる結果數名の組合員を獲得したので、組合事務所を設けると共に二月九日夜炭坑に對する賃金値上其他の待遇改善に付要求すべく協議計劃中、之を感知したる炭坑側では勞務係員大舉して同夜十時頃組合事務所を押し掛ける双方口論の末遂に亂闘を演じ組合側四名（役員二名坑夫二名）は木刀、根棒等にて負傷せしめられ、爲に勞務係員十二